

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（950））

2. 日 時：平成30年5月16日 15時35分～16時40分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

津金主任安全審査官、矢野審査チーム員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 火災防護対策グループ グループマネージャー 他6名

東北電力株式会社：原子力部(原子力設備) 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 副長 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（電気設計） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る火災防護設備の耐震性についての計算書について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 火災防護設備の耐震計算の方針の概要において、火災防護上重要な設備である火災感知設備及び消火設備に対する耐震重要度分類に応じた耐震性の要求並びに重大事故等対処施設の区分に応じた地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則の第5条及び第50条の対象ではないとしているが、耐震設計の基本方針及び技術基準規則を踏まえて、その根拠を整理して提示すること。
- 溢水源となりうる消火設備の配管に関して、火災防護設備としての耐震設計と溢水防護のための耐震設計の関係について、整理して提示すること。
- 耐震評価方法における試験概要にある正弦波掃引試験について、試験目的や試験方法の内容を整理して提示すること。
- 火災報知器及び火災受信機盤について、それぞれの機器の固有振動数の値を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 火災防護設備の耐震性についての計算書
- ・ 火災感知器の耐震計算書
- ・ 火災受信機盤の耐震計算書